労働関係助成金等

労働関係助成金等整理表

項目／対象者	雇用支援		再就職支援
	一　般	特定分野	一　般
一般	１．専門人材確保推進事業費補助金 ３．雇用調整助成金 17．人事評価改善等助成金	４．職場定着支援助成金（中小企業団体助成コース） ６．IT人材確保促進支援補助金（インターネット求人広告掲載、求人及び求職イベント出展支援）	
建設事業主等			
解雇、倒産等で失業を余儀なくされた労働者等	14．労働移動支援助成金		14．労働移動支援助成金
母子家庭の母等	５．特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース・生涯現役コース・被災者雇用開発コース・生活保護受給者等雇用開発コース） 10．トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）		
障がい者	２．島根県特例子会社等設立支援事業助成金 ５．特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース・生涯現役コース・被災者雇用開発コース・生活保護受給者等雇用開発コース） ７．障害者作業施設設置等助成金 11．トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース） 18．特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース） 19．中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金 20．障害者雇用安定助成金 21．特定求職者雇用開発助成金（障害者初回雇用コース）		
若年者等	10．トライアル雇用助成金（一般トライアルコース） 31．特定求職者雇用開発助成金三年以内既卒者等採用定着コース		
中高年齢者	５．特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース・生涯現役コース・被災者雇用開発コース・生活保護受給者等雇用開発コース） 10．トライアル雇用助成金（一般トライアルコース） 12．65歳超雇用推進助成金 30．生涯現役起業支援助成金		
過疎地域	13．地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）		
その他	15．キャリアアップ助成金		

※事業の番号は掲載順である。

再就職支援 特定分野	能力開発	環境整備
6．IT人材確保促進支援補助金（インターネット求人広告掲載、求人及び求職イベント出展支援）	24. 人材開発支援助成金（旧キャリア形成促進助成金） 25. 認定職業訓練助成事業費補助金	16. 職場定着支援助成金（雇用管理制度助成コース・介護福祉機器助成コース・保育労働者雇用管理制度助成コース・介護労働者雇用管理制度助成コース） 22. 中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金） 27. 両立支援等助成金 29. 出産後職場復帰促進奨励金（中小・小規模事業者等出産後職場復帰促進事業） 32. 受動喫煙防止対策助成金 33. 職場意識改善助成金 34. しまね女性の活躍環境整備支援事業費補助金
	14. 労働移動支援助成金 23. 建設労働者確保育成助成金	
		8．障害者介助等助成金 9．重度障害者等通勤対策助成金
		12. 65歳超雇用推進助成金
	26. 伝統工芸雇用就業資金貸付金	28. しまねまごころバンクドナー休暇制度導入促進助成金

雇用・人材

F－01

専門的・技術的人材を確保するために

専門人材確保推進事業費補助金

島根県内の中小企業等で必要とされる専門人材※1を県外からのＵＩＪターンで確保することを支援するため、人材確保に要する経費を支援します。

※１　専門人材　雇用される企業等で必要とされる分野において、責任者などの実務経験を概ね３年以上有し、事業創出力強化等に寄与すると認められるもので次の要件を満たす者。
・雇用される際の年間換算給与額（割増賃金の基礎となる賃金の部分）又は役員報酬額が原則300万円以上。
・補助対象事業者の役員の３親等以内の親族でない。
※職務経歴・経験、県内企業等において担う役割などから、補助対象となるか否かを判断します。

●補助対象事業者

島根県内に事業所を有する中小企業事業主※2

※２　中小企業事業主　次表の業種毎にア又はイを常態として満たす事業主

業種	ア　資本金の額又は出資の総額	イ　常時雇用する労働者の数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	１億円以下	100人以下
製造業その他	３億円以下	300人以下

●事業内容

補助対象事業者が県外からＵＩＪターン※3する専門人材を確保するために支出した経費を補助。（消費税及び地方消費税の額を除く。）

※3　UIJターン　島根県外居住の専門人材が就職に伴い島根県内に居住地を移転すること。

補助対象経費	補助率	補助限度額
人材紹介手数料（成功報酬部分に限る。）	１／２	100万円
移転費（県外居住地から県内居住地までの引越費用、赴任旅費）		20万円
視察旅費（家族分を含む。ただし、雇用した場合のみ対象とする。）		10万円

※平成29年４月１日から平成30年３月31日に支出したものに限る。
※移転費、視察旅費については補助対象事業者の規則等に支給根拠があり、総勘定元帳、領収書等の関係書類で支出内容が確認出来ることが必要。

お問い合わせ

島根県商工労働部雇用政策課　雇用対策グループ
TEL　0852−22−5309　FAX　0852−22−6150
E-mail　koyo-seisaku@pref.shimane.lg.jp
ホームページ　http://www.pref.shimane.lg.jp/rodoseisaku/

雇用・人材

F－02

障がい者雇用の拡大のために

島根県特例子会社等設立支援事業助成金

●対象者
県内で特例子会社の認定を受けた者又は重度障害者多数雇用事業所の設置を完了し操業を開始した者

●対象経費
設立プラン策定に要する費用、先進企業の視察に要する経費、株式会社設立に要する経費、障がい者である従業員の採用に係る経費など

●助成率
２／３以内

●助成限度額
300万円

お問い合わせ
島根県商工労働部雇用政策課　雇用対策グループ
TEL　0852−22−5309　FAX　0852−22−6150
E-mail　koyo-seisaku@pref.shimane.lg.jp
ホームページ　http://www.pref.shimane.lg.jp/rodoseisaku/

雇用・人材

F－03

雇用の維持を図るために

雇用調整助成金

●対象者

1　労使間の協定に基づいて休業等（休業又は教育訓練）又は出向を行った雇用保険の適用事業の事業主で、売上高又は生産量等の最近３か月間の月平均値が前年同期に比べ10%以上減少していること。

2　雇用保険被保険者等の雇用量を示す指標の最近３か月間の月平均値が前年同期に比べ５%を超えかつ６名以上（中小企業は10%を超えかつ４名以上）増加していないこと。

3　過去に雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金の支給を受けたことがある場合、直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して１年を超えていること。

●事業内容

景気の変動、産業構造の変化などの経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業等（休業又は教育訓練）又は出向を行った事業主に対して、休業手当、賃金又は出向労働者に係る賃金負担額の一部を助成するもので、失業の予防を目的としています。

●助成内容

1　休業等（休業・教育訓練）の場合

休業手当又は賃金に相当する額として厚生労働大臣の定める方法により算定した額の１／２（中小企業は２／３）。ただし、１人１日当たり雇用保険基本手当日額の最高額が限度となります。

教育訓練を実施した場合は、訓練経費として１人１日当たり、1,200円を加算。

ただし、教育訓練受講日に対象被保険者を業務に就かせるものは、助成対象外となります。

2　出向の場合

出向元事業主の負担額の１／２（中小企業は２／３）。ただし、１人１日当たり雇用保険基本手当日額の最高額が限度となります。

●その他

休業等又は出向を開始する日の２週間前までに、実施計画届を公共職業安定所に提出してください

お問い合わせ

各公共職業安定所（ハローワーク）
厚生労働省島根労働局職業安定部　職業対策課
TEL　0852－20－7020　　FAX　0852－20－7025

雇用・人材

F－04

中小企業者を構成員とする事業協同組合等の皆さまへ

職場定着支援助成金（中小企業団体助成コース）

中小企業者を構成員とする事業協同組合等が、傘下の事業者の人材確保や従業員の職場定着を支援するために一定の事業（中小企業労働環境向上事業）を行った場合、それに要した費用の３分の２を助成します。

なお、助成金制度の活用に当たっては、中小企業労確法に基づく「改善計画」を作成し、知事の認定を受ける必要があります。

●事業実施期間

原則１年間（前期６か月・後期６か月）

改善計画の計画期間の範囲内であれば、１年間の延長の申請を行うことができます。

●助成対象費用

認定組合等の規模に応じて、１年あたりの限度額があります。

1　大規模認定組合等（構成中小企業者数が500以上）
　1,000万円
2　中規模認定組合等（構成中小企業者数が100以上500未満）
　800万円
3　小規模認定組合等（構成中小企業者数が100未満）
　600万円

お問い合わせ

〔助成金の申請窓口〕
厚生労働省島根労働局職業安定部　職業対策課
TEL　0852－20－7021　　FAX　0852－20－7025
〔改善計画の申請窓口〕
島根県商工労働部雇用政策課　労働福祉グループ
TEL　0852－22－5297
E-mail　koyo-seisaku@pref.shimane.lg.jp

雇用・人材

F－05

高年齢者や障がい者などの就職が特に困難な者の雇用機会の増大を図るために

特定求職者雇用開発助成金
（特定就職困難者コース・生涯現役コース・被災者雇用開発コース・生活保護受給者等雇用開発コース）

1　特定就職困難者コース

●対象者

公共職業安定所、地方運輸局、職業紹介事業者（以下「公共職業安定所等」という。）の紹介により、特定就職困難者を雇入れた雇用保険の適用事業の事業主

●事業内容

特定就職困難者を継続して雇用すること（対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して２年以上であることをいう。）が確実であると認められる事業主に対して、賃金相当額の一部を助成します。

※有期雇用契約において、勤務成績等により更新の有無を判断する場合等は、継続して雇用することが確実であると認められず、支給対象となりません。

●助成内容

対　象　労　働　者		助成対象期間	支　給　額
短時間労働者以外	高年齢者（60歳以上65歳未満）、母子家庭の母等	１年 （１年）	60万円 （50万円）
	身体・知的障がい者	２年 （１年）	120万円 （50万円）
	重度障がい者等（重度障がい者、45歳以上の障がい者、精神障がい者）	３年 （１年６か月）	240万円 （100万円）
短時間労働者	高年齢者（60 歳以上65 歳未満）、母子家庭の母等	１年 （１年）	40万円 （30万円）
	身体・知的・精神障がい者	２年 （１年）	80万円 （30万円）

（　　）は中小企業事業主以外に対する助成対象期間及び支給額です。
「短時間労働者」とは、一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である者をいいます。

●その他

特定就職困難者とは、

60歳以上の者、障がい者、母子家庭の母等の就職が特に困難な者（65歳未満の者に限る。重度障がい者等以外の者は在職者を除く。）をいいます。

2　生涯現役コース

●対象者

公共職業安定所等の紹介により、65歳以上の離職者を雇入れた雇用保険の適用事業の事業主

●事業内容

雇入れ日の満年齢が65歳以上の離職者を公共職業安定所等の紹介により、一週間の所定労働時間が20時間以上の労働者として雇入れた事業主（１年以上継続して雇用することが確実な場合に限る。）に対して、賃金相当額の一部を助成します。

●助成内容

対象労働者の一週間の所定労働時間	助成対象期間	支　給　額
短時間労働者以外	１年	70万円（60万円）
短時間労働者	１年	50万円（40万円）

（　　）内は中小企業事業主以外に対する支給額です。
「短時間労働者」とは、一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である者をいいます。

●その他

「65歳以上の離職者」の要件とは、
①雇入日現在において満65歳以上の者であること
②紹介を受けた日に、雇用保険被保険者でない者（失業等の状態にある者）

3　被災者雇用開発コース

●対象者

公共職業安定所等の紹介により、東日本大震災による被災離職者または被災地求職者を雇入れた雇用保険の適用事業の事業主

●事業内容

被災離職者、被災地求職者を一週間の所定労働時間が20時間以上の労働者として雇入れた事業主（１年以上継続して雇用することが見込まれる場合に限る。）に対して、賃金相当額の一部を助成します。

●助成内容

対象労働者の一週間の所定労働時間	助成対象期間	支　給　額
短時間労働者以外	1年	60万円（50万円）
短時間労働者	1年	40万円（30万円）

（　　）内は中小企業事業主以外に対する支給額です。
「短時間労働者」とは、一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である者をいいます。

●その他

「被災離職者」及び「被災地求職者」とは、
震災発生時に原発事故に伴う警戒区域・計画的避難区域等に居住していた者であって、離職後または震災後、安定した職業についていない者をいいます。

4　生活保護受給者等雇用開発コース

●対象者

自治体から公共職業安定所に対し就労支援の要請があった生活保護受給者や生活困窮者を、公共職業安定所等の紹介により、雇入れた雇用保険の適用事業の事業主。

●事業内容

生活保護受給者や生活困窮者を継続して雇用すること（対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることをいう。）が確実であると認められる事業主に対して、賃金相当額の一部を助成します。
※有期雇用契約において、勤務成績等により更新の有無を判断する場合等は、継続して雇用することが確実であると認められず、支給対象となりません。

●助成内容

対象労働者の一週間の所定労働時間	助成対象期間	支　給　額
短時間労働者以外	1年	60万円（50万円）
短時間労働者	1年	40万円（30万円）

（　　）内は中小企業事業主以外に対する支給額です。
「短時間労働者」とは、一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である者をいいます。

●その他

生活保護受給者とは、現に生活保護を受給中の方であって、生活保護の申請段階の方や過去に生活保護を受給していた方は含みません。

生活困窮者とは、自治体が自立支援計画の作成を行った方で計画に記載された目標達成時期が到達していない方に限ります。

お問い合わせ
各公共職業安定所（ハローワーク）
厚生労働省島根労働局職業安定部　職業対策課
TEL　0852−20−7020　　FAX　0852−20−7025

IT

F－06

即戦力となるIT人材の確保

IT人材確保促進支援補助金
（インターネット求人広告掲載、求人及び求職イベント出展支援）

●事業内容
既戦力となる県外に居住するIT人材の採用（求人内容が県内勤務に限る。）を目的として利用する以下のサービスに係る経費を支援します。

●対象経費
下記の職業紹介事業者が提供する次のサービスに係る経費（ただし、他の補助金等の交付を受ける事業は除く）
（1）インターネットによる求人情報及び求職者情報提供サービスの利用料（一般紹介（登録）型のサービスに限る）
（2）求人・求職イベントへの出展料

●対象となるIT企業等
（1）対象となる県内IT企業
県内に事業所（本社、支社又は開発拠点）を有し、ソフトウェア開発を業とする企業
（2）対象となる職業紹介事業者
以下の条件を全て満たす者であること
ア　職業安定法（昭和22年法律第141号）第30条第1項の許可を受けた者
イ　インターネットによる一般紹介（登録）型（企業と就職希望者それぞれからの求人及び求職に基づき職業紹介事業者が求人及び求職条件が一致する組み合わせを仲介する職業紹介をいう。）の人材あっせん業務を行う又は合同企業説明会等の求人･求職イベントを開催する者。
ウ　上記イの業務を全国規模で行っており、県内での職業紹介実績がある者又は県内への職業紹介実績が見込まれる者
（3）対象となるIT人材
ソフトウェア開発について専門的な知識又は技術を有する者

●補助率等
（1）対象経費　　400万円以下
（2）補 助 率　　対象経費の１／２以内（補助上限額200万円）
（3）補助期間　　平成29年度（単年度）

お問い合わせ
島根県商工労働部産業振興課　情報産業振興室
TEL　0852－22－5620　FAX　0852－22－5638

雇用・人材

F－07

障がい者の雇い入れに

障害者作業施設設置等助成金

●事業内容

障がい者を常用労働者として雇入れるか継続して雇用している事業主が、その障がい者が障がいを克服し作業を容易に行うことができるよう配慮された作業施設、就労を容易にするためのトイレ、スロープ等の附帯施設又は改造等がなされた作業設備の整備等を行う場合にその費用の一部を助成するものです。

●助成金内容

1．第１種障害者作業施設設置等（設置・整備）

助成率：２／３

支給限度額：対象障がい者１人につき450万円（設備は150万円（中途障がい者の場合は450万円）ただし、同一事業所につき同一年度当たり4,500万円））

※短時間支給対象障がい者（重度身体障がい者、重度知的障がい者または精神障がい者を除く）はそれぞれの半額

2．第２種障害者作業施設設置等（賃借）

助成率：２／３

支給限度額：対象障がい者１人につき月13万円（設備は５万円（中途障がい者の場合は13万円））

支給期間：３年

※短時間支給対象障がい者（重度身体障がい者、重度知的障がい者または精神障がい者を除く）はそれぞれの半額

お問い合わせ

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部　高齢・障害者業務課
TEL　0852−60−1677　　FAX　0852−60−1678
厚生労働省島根労働局職業安定部　職業対策課
TEL　0852−20−7022　　FAX　0852−20−7025

雇用・人材

F－08

障がい者の雇い入れに

障害者介助等助成金

●事業内容

重度身体障がい者又は就職が特に困難と認められる身体障がい者を常用労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主が、障がいの種類や程度に応じた適切な雇用管理のために必要な介助等の措置を実施する場合に、その費用の一部を助成するものです。

●助成金内容

1．職場介助者の配置又は委嘱

助成率：３／４

支給限度額：配置　１人月15万円

委嘱　１回１万円

（年150万円まで、事務的業務以外年24万円まで）

支給期間：10年

2．職場介助者の配置又は委嘱の継続措置

助成率：２／３

支給限度額：配置　１人月13万円

委嘱　１回９千円

（年135万円まで、事務的業務以外年22万円まで）

支給期間：５年

3．手話通訳担当者の委嘱

助成率：３／４

支給限度額：委嘱　１回６千円

（支給対象障がい者の数が9人以下の場合年28万8千円まで、10人以上の場合は、10人ごとに28万8千円を加算した額以下）

支給期間：10年

お問い合わせ

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部　高齢・障害者業務課
TEL　0852－60－1677　　FAX　0852－60－1678
厚生労働省島根労働局職業安定部　職業対策課
TEL　0852－20－7022　　FAX　0852－20－7025

雇用・人材

F − 09

障がい者の雇い入れに

重度障害者等通勤対策助成金

●事業内容

重度身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者又は通勤が特に困難と認められる身体障がい者を常用労働者として雇い入れるか継続して雇用している事業主、またはこれらの重度障がい者等を雇用している事業主が加入している事業主団体が、これらの者の通勤を容易にするための措置を行う場合にその費用の一部を助成するものです。

●助成金内容

1．住宅の賃借

助成率：3／4
支給限度額：世帯用月10 万円単身者用月６万円
支給期間：10 年

2．指導員の配置

支給対象となる障がい者を５人以上雇い入れるか継続して雇用する事業主。
助成率：3／4
支給限度額：配置１ 人につき月15万円
支給期間：10 年

3．住宅手当の支払

助成率：3／4
支給限度額：対象障がい者１人につき月６万円
支給期間：10 年

4．通勤用バスの購入

支給対象となる障がい者を５人以上雇い入れるか継続して雇用する事業主。
助成率：3／4
支給限度額：１台700万円

5．通勤用バス運転従事者の委嘱

支給対象となる障がい者を５人以上雇い入れるか継続して雇用する事業主。
助成率：3／4
支給限度額：委嘱１回６千円
支給期間：10 年

6．通勤援助者の委嘱
　　助成率：３／４
　　支給限度額：委嘱費は委嘱１回につき２千円交通費は１つの受給資格認定につき３万円
　　支給期間：１ヵ月間
7．駐車場の賃借
　　助成率：３／４
　　支給限度額：対象障がい者１人につき月５万円
　　支給期間：10年
8．通勤用自動車の購入
　　助成率：３／４
　　支給限度額：１台150万円（１級又は２級の両上肢障がい１台250万円）

お問い合わせ
（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部　高齢・障害者業務課
TEL　0852－60－1677　　FAX　0852－60－1678
厚生労働省島根労働局職業安定部　職業対策課
TEL　0852－20－7022　　FAX　0852－20－7025

雇用・人材

F－10

トライアル雇用は求人者と求職者の相互理解を促進します

トライアル雇用助成金(一般トライアルコース)

●対象者

事前にトライアル雇用求人を公共職業安定所等に提出し、次のいずれかの要件を満たし、かつ、紹介日にトライアル雇用を希望している者を、公共職業安定所等の紹介により試行的に雇用する雇用保険の適用事業主。

①紹介日時点で、就労経験のない職業に就くことを希望する者
②紹介日時点で、学校卒業後３年以内で、卒業後、安定した職業についていない者
③紹介日の前日から過去２年以内に、２回以上離職や転職を繰り返している者
④紹介日の前日時点で、離職している期間が１年を超えている者
⑤ 妊娠・出産・育児を理由に離職し、紹介日の前日時点で、安定した職業に就いていない期間が１年を超えている者
⑥ 就職の援助を行うに当たって、特別な配慮を要する者（母子家庭の母等、父子家庭の父、生活保護受給者等）

●事業内容

職業経験、技能、知識等から就職が困難な求職者（上記①～⑥）について、これらの者を一定期間試行雇用（原則３か月）することにより、その適性や業務遂行可能性を見極め、求職者及び求人者の相互理解を促進することを通じて、これらの者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的としています。

●助成内容

支給額・・・対象労働者１人につき月額40,000 円（最大３か月）
ただし、対象労働者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、あるいは若者雇用促進法に基づく認定事業主が35歳未満の対象労働者を雇い入れた場合は、１人につき月額50,000円（最大３が月）

お問い合わせ
各公共職業安定所（ハローワーク）
厚生労働省島根労働局職業安定部　職業対策課
TEL　0852−20−7020　　FAX　0852−20−7025

雇用・人材

F－11

一定期間試行雇用することにより、求人者と求職者の相互理解を促進します

トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）

障がい者雇用の経験が乏しいことなどの理由により障がい者の雇入れに躊躇している事業主が、職業経験、技能、知識等から就職が困難な障がい者を一定期間試行雇用することにより、求人者及び求職者の相互理解を促進することを通じて、障がい者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的としています。

●対象事業主
①雇用保険の適用事業主であること。
②トライアル雇用対象者を過去３年間に雇用又は職場適応訓練を行っていないこと。
③労働者名簿、賃金台帳、出勤簿が備えられている事業主であること。

●対象労働者
①経験のない職種又は業務に就くため適性や職場適応を見極めることが必要である障がい者
②重度障がい者等、就職や職場適応に当たって段階的な就業が必要である障がい者
③短期間の就業及び転職を繰り返しており、適性や職場適応を見極めることが必要である障がい者
④繰り返し紹介を行っているが採用に結びつかず、実際の職場での雇用場面を通じて、適性や職場適応を見極めることが必要である障がい者
⑤週20時間以上の就業が直ちには困難であり、雇入れ当初は週20時間未満の短時間トライアル雇用が必要である精神障がい者又は発達障がい者

●支給額

奨励金の種類	トライアル雇用期間等	支　給　額 （就労日数により減額あり）
トライアル雇用	原則３か月（週20時間以上）	月額４万円又は月額８万円（※）
短時間トライアル雇用	原則３か月以上12カ月以内 （週10時間以上20時間未満）	月額２万円

（※）精神障害者を初めて雇用する場合は月額８万円

お問い合わせ
各公共職業安定所（ハローワーク）
厚生労働省島根労働局職業安定部　職業対策課
TEL　0852−20−7022　　FAX　0852−20−7025

雇用・人材

F－12

高年齢者の雇用推進を図るために

65歳超雇用推進助成金

(1) 65歳超継続雇用促進コース

●助成内容

就業規則等により、次のいずれかの制度を実施した事業主に助成します。

(イ) 65歳以上の定年引上げ

(ロ) 定年の定めの廃止

(ハ) 66歳以上の希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入

1事業主あたり1回限りとなります。

●助成額

【65歳以上への定年引上げ】【定年の定めの廃止】　（ ）は引き上げ幅

60歳以上被保険者＼措置内容	65歳まで引上げ		66歳以上に引上げ		定年の定めの廃止
	（5歳未満）	（5歳）	（5歳未満）	（5歳以上）	
1～2人	20万円	30万円	25万円	40万円	40万円
3～9人	25万円	100万円	30万円	120万円	120万円
10人以上	30万円	120万円	35万円	145万円	145万円

【希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入】　（ ）は引き上げ幅

60歳以上被保険者＼措置内容	66歳から69歳まで		70歳以上	
	（4歳未満）	（4歳）	（5歳未満）	（5歳以上）
1～2人	10万円	20万円	15万円	25万円
3～9人	15万円	60万円	20万円	80万円
10人以上	20万円	75万円	25万円	95万円

★定年引上げと継続雇用制度の導入を合わせて実施した場合でも、支給額はいずれか高い額のみ。

(2) 高年齢者雇用環境整備支援コース

●助成内容

高年齢者向けの機械設備の導入や雇用管理制度の整備等について、措置を実施した事業主に対して助成します。

●高年齢者雇用環境整備の措置

①高年齢者向けの機械設備、作業方法、作業環境の導入・改善

高年齢者の就労機会の拡大が可能となる機械設備、作業方法、作業環境の導入又は改善など

②高年齢者の雇用管理制度の整備
職務に応じた賃金・能力評価制度、短時間勤務制度などの導入・改善、法定外の健康管理制度の導入など

●助成額
①～②に係る雇用環境整備計画の実施に要した費用の額の60%（中小企業以外45%）。
なお、生産性要件を満たしている場合は、計画の実施に要した費用の額の75%（中小企業以外60%）。（上限1,000万円）
※高年齢者雇用環境整備措置の対象となる１年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者１人当たり28万５千円（生産性要件を満たしている場合は36万円）上限

（3）高年齢者無期雇用転換コース

●助成内容
50歳以上で定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用に転換させた事業主に対して、その人数に応じて助成します。（転換制度を就業規則等に規定する必要があります。）

●助成額
対象者１人につき48万円（中小企業以外38万円）を支給します。
生産性要件を満たしている場合には対象労働者１人につき60万円（中小企業以外48万円）となります。
１支給申請年度あたりの上限は10人とします。

お問い合わせ
（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部　高齢・障害者業務課
TEL　0852－60－1677　　FAX　0852－60－1678
厚生労働省島根労働局職業安定部　職業対策課
TEL　0852－20－7022　　FAX　0852－20－7025

雇用・人材

F－13

地域での雇用拡大に

地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース）

若年層・壮年層の流出が著しい地域（過疎等雇用改善地域）又は特定有人国境離島等地域において、雇用保険の適用事業所を設置・整備し、それに伴いその地域に居住する求職者を一定の条件で雇入れた場合、設置・整備に要した費用と増加した人数に応じて、一定の金額を助成します。

なお、助成金制度の活用にあたっては、あらかじめ所定の計画書を作成し、労働局長の認定を受けることが必要です。

●主な支給要件（計画期間は最長18か月）

1　地域の雇用拡大のために必要な事業所の設置・整備（引渡し・納品・契約期間開始・支払いが計画期間内）が300万円以上であること。

2　計画期間の間に対象労働者を3人（創業の場合は2人）以上増加させること。

●助成額等

1　支給期間

１年ごとに最大３年間（３回）支給

2　１回あたりの支給額

基本額 48万円～760万円

（生産性要件を満たした場合は60万円～960万円）

（創業の要件を満たす場合は50万円～800万円）

また、１回目の支給時に限り、中小企業事業主の場合は１回目の支給額の２分の１の金額を上乗せ、創業の場合は１回目の支給額と同額を上乗せします。

●地域

1　県内の過疎等雇用改善地域（指定期間は平成30年3月31日まで）

雲南市、奥出雲町、飯南町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町

2　県内の特定有人国境離島等地域（町村名）

島後（隠岐の島町）、中ノ島（海士町）、西ノ島（西ノ島町）、知夫里島（知夫村）

お問い合わせ
各公共職業安定所（ハローワーク）
厚生労働省島根労働局職業安定部　職業対策課
TEL　0852－20－7021　　FAX　0852－20－7025

雇用・人材

F－14

「失業なき労働移動の」円滑化のために

労働移動支援助成金

1　再就職支援コース

●事業内容

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者に対し、その再就職を実現するための支援を民間の職業紹介事業者に委託し、対象労働者の離職日から6か月（45歳以上は9か月）以内に再就職が実現した場合に、その支援を委託したり、求職活動家のための休暇を付与する事業主に対して助成します。対象者を離職後3か月以内に期間の定めのない労働者として雇入れ、継続して雇用することが確実である事業主に対して助成します。

●支給額

1．再就職支援		A. 再就職支援委託時：10万円（中小企業のみ） B. 再就職実現時の助成率 中小企業：1／2（45歳以上2／3） 中小企業以外：1／4（45歳以上1／3） 特別区分（※）に該当する場合 中小企業：2／3（45歳以上4／5） 中小企業以外：1／3（45歳以上2／5） （※）職業紹介事業者との間の委託契約が一定基準に合致し、かつ、対象者が実際に良質な雇用に再就職した場合
	訓練加算	委託費用の2／3
	グループワーク	3回以上実施で1万円を上乗せ ※再就職実現時のみ
2．休暇付与支援		中小企業：8千円／日、中小企業以外：5千円／日 ※再就職実現時のみ
3．職業訓練実施支援		訓練実施費用の2／3 ※再就職実現時のみ

●その他

対象労働者について、「再就職援助計画」又は「求職活動支援書」の対象となっていることが必要です。

2　早期雇入れ支援コース

●事業内容

再就職援助計画等の対象者を離職後3か月以内に期間の定めのない労働者として雇入れ、継続して雇用することが確実である事業主に対して助成しま

す。

●支給額

支給対象者１人につき30万円　優遇助成（※）に該当する場合は80万円～100万円。)

※優遇助成とは、成長性に係る一定の基準に合致する事業所の事業主が、事業再編等を行う事業所から離職者を雇入れた場合。

●その他

早期雇入れ支援については、対象労働者を離職の日の翌日から３か月以内に雇入れ、かつ、助成金の支給終了後も引き続き相当期間雇用することが確実であると認められる場合に支給対象となります。

3　人材育成支援コース

●事業内容

再就職援助計画等の対象となった労働者の雇入れによる労働者の受入れを行い、その労働者に対して訓練（Off－JTのみ、又はOff－JT及びOJT）を行った事業主に対して助成します。

●支給額（通常助成）

１．Off－JT	
賃　金　助　成	支援対象者１人１時間当たり900円
訓練経費助成	実費相当額（上限30万円）
２．OJT	
訓練実施助成	支援対象者１人１時間当たり800円

●支給額（優遇助成）

１．Off－JT	
賃　金　助　成	支援対象者１人１時間当たり1,000円～1,100円
訓練経費助成	実費相当額（上限40万円～50万円）
２．OJT	
訓練実施助成	支援対象者1人1時間当たり900円～1,000円

※優遇助成とは、成長性に係る一定の基準に合致する事業所の事業主が、事業再編等を行う事業所から離職者を雇入れた場合。

●その他
人材育成支援については、実施期間が１年以内の職業訓練計画を作成し、当該訓練の開始日から起算して１か月前までに受給資格認定申請手続きが必要となります。

４　移籍人材育成支援コース
●事業内容
他の事業所から移籍もしくは在籍出向から移籍への切り替えによって労働者を受け入れた場合、その労働者に対する職業訓練（Off－JTのみ、又はOff－JT及びOJT）を行った事業主に対して助成します。
●支給額（通常助成）

１．Off－JT	
賃 金 助 成	支援対象者１人１時間当たり900円
訓練経費助成	実費相当額（上限30万円）
２．OJT	
訓練実施助成	支援対象者１人１時間当たり800円

●支給額（優遇助成）

１．Off－JT	
賃 金 助 成	支援対象者1人1時間当たり1,000円～1,100円
訓練経費助成	実費相当額（上限40万円～50万円）
２．OJT	
訓練実施助成	支援対象者1人1時間当たり900円～1,000円

※優遇助成とは、成長性に係る一定の基準に合致する事業所の事業主が、事業再編等を行う事業所から離職者を雇入れた場合。
●その他
移籍人材育成支援については、移籍元事業主での離職の日の翌日から６か月以内に、又は在籍出向により受け入れた上で、受け入れの日から６か月以内に、期間の定めのない労働者として雇入れたことが必要です。
あらかじめ実施期間が１年以内の職業訓練計画を作成し、当該訓練の開始日から起算して１か月前までに受給資格認定申請手続きが必要となります。

5　中途採用拡大コース

●事業内容

中途採用者の雇用管理制度を整備し、中途採用の拡大（①中途採用率を向上させること、又は、②45歳以上の方を初めて中途採用すること）を図り、生産性を向上させた事業主に対して助成します。

●支給額

①中途採用率の向上の場合	1事業所あたり50万円
②45歳以上の者の初採用の場合	1事業所あたり60万円

●その他

中途採用拡大については、中途採用計画を策定し、中途採用計画の初日の前日から起算して6か月前の日から中途採用計画の前日までに届出が必要となります。

①の場合、中途採用計画期間より前の中途採用率が50%未満の事業所が、中途採用計画期間内に中途採用率を20ポイント以上向上させることが必要です。

②の場合、中途採用計画期間より前に45歳以上の方を中途採用したことがない事業所が、中途採用計画期間内に45歳以上の方を初めて中途採用したことが必要です。

①②のいずれの場合も、生産性が向上していることが必要です。

※生産性の向上とは、支給申請を行う直近年度が、その3年前の生産性と比較して6%以上伸びていることをいいます。

お問い合わせ

各公共職業安定所（ハローワーク）
厚生労働省島根労働局職業安定部　職業対策課
TEL　0852－20－7020　　FAX　0852－20－7025

雇用・人材

F－15

有期契約労働者、短時間労働者および派遣労働者などの企業内でのキャリアアップに取り組む事業主の皆さまへ

キャリアアップ助成金

キャリアアップ助成金が変わります
～コースの区分の統合など主な変更点のご案内～【平成29年４月1日改正分】

キャリアアップ助成金は平成29年４月より、全てのコースで生産性要件が設定されます（※）

1．コース区分の変更

○これまでの３コースが８コースに変わります！

改正前	改正後
①正社員化コース	①正社員化コース
②人材育成コース	②人材育成コース
③処遇改善コース a 賃金規定等改定 b 共通処遇推進制度 (a)健康診断制度 (b)賃金規定等共通化 c 短時間労働者の労働時間延長	③賃金規定等改定コース ④健康診断制度コース ⑤賃金規定等共通化コース ⑥諸手当制度共通化コース 新規 ⑦選択的適用拡大導入時処遇改善コース 新規 ⑧短時間労働者労働時間延長コース

2．正社員化コース　拡充

＜　＞は生産性の向上が認められる場合の額、（　）内は大企業の額

○正規雇用労働者に「多様な正社員（勤務地・職務限定・短時間性社員）」を含めることとし、多様な正社員へ転換した場合の助成額を増額

【平成28年度】
有期→多様：１人当たり40万円（30万円）
無期→多様：１人当たり10万円（75,000円）

拡充

【平成29年度】
有期→正規：１人当たり57万円〈72万円〉（42万7,500円〈54万円〉）
無期→正規：１人当たり28万5,000円〈36万円〉（21万3,750円〈27万円〉）

3．人材育成コース

○中長期的キャリア形成訓練の様式が一般職業訓練と統合されます
○1年度1事業所あたりの支給限度額が、500万円から1,000万円になります

※生産性要件の詳細については、こちらのページをご覧ください。
http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11600000-Shokugyouanteikyoku/0000159251.pdf

4．諸手当制度共通化制度コース　新規

〈　〉は生産性の向上が認められる場合の額、（　）内は大企業の額

○有期契約労働者等に関して正規雇用労働者と共通の諸手当制度を新たに設け、適用した場合に助成

１事業所当たり　38万円〈48万円〉（28万5,000円〈36万円〉）
〈１事業所当たり１回のみ〉

5．選択的適用拡大導入時処遇改善コース　新規

○労使合意に基づく社会保険の適用拡大の装置により、有期契約労働者等を新たに被保険者とし、基本給を増額した場合に助成

基本給の増減割合に応じて、
- ３％以上５％未満：
  - １人当たり19,000円〈24,000円〉（14,250円〈18,000円〉）
- ５％以上７％未満：
  - １人当たり38,000円〈48,000円〉（28,500円〈36,000円〉）
- ７％以上10％未満：
  - １人当たり47,500円〈60,000円〉（33,250円〈42,000円〉）
- 10％以上14％未満：
  - １人当たり76,000円〈96,000円〉（57,000円〈72,000円〉）
- 14％以上：
  - １人当たり95,000円〈12万円〉（71,250円〈90,000円〉）

〈１事業所当たり１回のみ、支給申請上限人数は30人まで〉

※本コースは、平成32年３月31日までの暫定措置となります。
※対象労働者が複数以上であり、基本給の増額割合が異なる場合は、最も低い増額割合の区分の支給額が適用されます。

※事前にキャリアアップ計画の提出が必要です。
※すでにキャリアアップ計画を提出している事業主の方が当初の計画とは異なるコースを利用するなどの場合、事前にキャリアアップ計画変更届の提出が必要となります。キャリアアップ計画変更届は厚生労働省HPにも掲載しています。

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

助成内容		助成額　※〈　〉は生産性の向上が認められる場合の額、(　) は大企業の額
正社員化コース	有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換又は直接雇用した場合	①有期→正規：１人当たり57万円〈72万円〉(42万7,500円〈54万円〉) ②有期→無期：１人当たり28万5,000円〈36万円〉(21万3,750円〈27万円〉) ③無期→正規：１人当たり28万5,000円〈36万円〉(21万3,750円〈27万円〉) ※正規には「多様な正社員（勤務地・職務限定正社員、短時間正社員）」を含みます。 ※派遣労働者を派遣先で正規雇用で直接雇用する場合、①③：１人当たり28万5,000円〈36万円〉(大企業も同額) 加算 ※母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、若者認定事業所における35歳未満の対象労働者を転換した場合、 ①：１人当たり95,000円〈12万円〉(大企業も同額)、②③：47,500円〈60,000円〉(大企業も同額) 加算 ※勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定し場合、 ①③：１事業所当たり95,000円〈12万円〉(71,250〈90,000〉) 加算
人材育成コース	有期契約労働者等に次のいずれかの訓練を実施 ・一般職業訓練（OFF-JT） ・有期実習型訓練（「ジョブ・カード」を活用したOFF-JT＋OJT）	OFF-JT　賃金助成１ｈ当たり760円〈960円〉(475円〈600円〉) 経費助成：実費助成　※訓練時間数に応じて１人当たり次の額を限定 （有期実習型訓練後に正規雇用等に転換された場合） 100時間未満の場合　10万円（７万円）　15万円（10万円） 100時間以上200時間未満の場合　20万円（15万円）　30万円（20万円） 200時間以上の場合　30万円（20万円）　50万円（30万円） OJT　実施助成：１ｈ当たり750円〈960円〉(665円〈840円〉)
賃金規定等改定コース	全て又は一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を、増額改定した場合	①全ての賃金規定等を２％以上増額改定 対象労働者数が１人～３人：95,000円〈12万円〉(71,250円〈90,000円〉) ４人～６人：19万円〈24万円〉(14万2,500円〈18万円〉) ７人～10人：28万5,000円〈36万円〉(19万円〈24万円〉) 11人～100人：１人当たり28,500円〈36,000円〉(19,000万円〈24,000円〉) ②雇用形態別、職種別等の賃金規定等を２％以上増額改定 対象労働者数が１人～３人：47,500円〈60,000円〉(33,250円〈42,000円〉) ４人～６人：95,000万円〈12万円〉(71,250円〈90,000円〉) ７人～10人：14万2,500円〈18万円〉(95,000円〈12万円〉) 11人～100人：１人当たり14,250円〈18,000円〉(9,500円〈12,000円〉) ※中小企業において３％以上増額した場合、①：14,250円〈18,000円〉加算、②：7,600円〈9,600円加算〉 ※「職務評価」の手法の活用により実施した場合、１事業所当たり19万円〈24万円〉(14万2,500円〈18万円〉) 加算
健康診断制度コース	有期契約労働者等を対象に「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、４人以上実施した場合	１事業所当たり38万円〈48万円〉(28万5,000円〈36万円〉)
賃金規定等共通化コース	有期契約労働者等と正社員との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した場合	１事業所当たり57万円〈72万円〉(42万7,500円〈54万円〉)
諸手当制度共通化コース	有期契約労働者等と正社員との共通の諸手当制度を新たに規定・適用した場合	１事業所当たり38万円〈48万円〉(28万5,000円〈36万円〉)
選択的適用拡大導入時処遇改善コース	選択的適用拡大の導入に伴い、社会保険適用となる有期契約労働者等の賃金の引上げを実施した場合	基本給の増額割合に応じて、１人当たり ３％以上５％未満：19,000円〈24,000円〉(14,250円〈18,000円〉) ５％以上７％未満：38,000円〈48,000円〉(28,500円〈36,000円〉) ７％以上10％未満：47,500円〈60,000円〉(33,250円〈42,000円〉) 10％以上14％未満：76,000円〈96,000円〉(57,000円〈72,000円〉) 14％以上：95,000円〈12万円〉(71,250円〈90,000円〉)
短時間労働者労働時間延長コース	有期契約労働者等の週所定労働時間を５時間以上延長し、社会保険を適用した場合	１人当たり19万円〈24万円〉(14万2,500円〈18万円〉) ※上記「賃金規定等改定コース」又は「選択的適用拡大導入時処遇改善コース」と併せ、労働者の手取りが減少しない取組をした場合、１時間以上」５時間未満延長でも助成 １時間以上２時間未満：38,000円〈48,000円〉(28,500円〈36,000円〉) ２時間以上３時間未満：76,000円〈96,000円〉(57,000円〈72,000円〉) ３時間以上４時間未満：11万4,000円〈14万4,000円〉(85,500円〈10万8,000円〉) ４時間以上５時間未満：15万2,000円〈19万2,000円〉(11万4,000円〈14万4,000円〉)

◆生産性の向上が認められる要件については、厚生労働省HP「生産性を向上させた企業は労働関係助成金が割増されます」をご確認ください。
◆すべてのコースにおいて、助成人数や助成額に上限があります。

お問い合わせ

各公共職業安定所（ハローワーク）
厚生労働省島根労働局職業安定部　訓練室
TEL　0852－20－7028　　FAX　0852－20－7025

雇用・人材

F－16

魅力ある職場づくりに取り組む事業主の皆さまへ

職場定着支援助成金
(雇用管理制度助成コース・介護福祉機器助成コース・保育労働者雇用管理制度助成コース・介護労働者雇用管理制度助成コース)

雇用管理制度の導入などを通じて従業員の離職率の低下に取り組む事業主に対して助成するもので、雇用管理改善を推進し、人材の定着・確保と、魅力ある職場の創出を目的としています。

また、介護事業主が介護福祉機器を導入した場合や、保育分野及び介護分野における人材不足を解消するため、保育事業主や介護事業主が保育労働者又は介護労働者の定着の促進に資する賃金制度の整備などを通じて、労働者の離職率の低下に取り組んだ場合も助成の対象となります。

なお、助成金制度の活用にあたっては、あらかじめ所定の計画書を作成し、労働局長の認定を受けることが必要です。

1　雇用管理制度助成コース

(1) 制度導入助成

導入する制度に応じて、以下の①～⑤の合計額を助成。

①評価・処遇制度：10万円　　②研修制度：10万円

③健康づくり制度：10万円　　④メンター制度：10万円

⑤短時間制社員制度（保育事業主のみ）：10万円

(2) 目標達成助成：57万円（生産性要件を満たした場合は72万円）

雇用管理制度の適切な運用を経て、離職率が目標値以上低下した場合。

2　介護福祉機器助成コース【介護事業主が対象】

(1) 機器導入助成

介護福祉機器の導入費用の25%（上限150万円）

(2) 目標達成助成

介護福祉機器の導入費用の20%（上限150万円）

(生産性要件を満たした場合は35%（上限150万円))

3　保育労働者雇用管理制度助成【保育事業主が対象】

介護労働者雇用管理制度助成【介護事業主が対象】

(1) 賃金制度の整備助成：50万円

労働協約又は就業規則を変更することにより、助成金の対象となる賃金制

度を新たに定めるか、又は改善した場合。

(2) 目標達成助成（第１回）：57万円（生産性要件を満たした場合は72万円）
雇用管理制度の適切な運用を経て、離職率が目標値以上低下した場合。

(3) 目標達成助成（第２回）:85.5万円（生産性要件を満たした場合は108万円）
第１回時の離職率が維持され、かつ20%以下である場合。

お問い合わせ
各公共職業安定所（ハローワーク）
厚生労働省島根労働局職業安定部　職業対策課
TEL　0852−20−7021　　FAX　0852−20−7025

雇用・人材

F－17

従業員の賃金アップと生産性の向上に取り組む事業主の皆さまへ

人事評価改善等助成金

生産性向上のための人事評価制度と賃金制度の整備を通じて、生産性の向上、賃金アップ及び離職率の低下を図る事業主に対して助成するもので、人材不足の解消を目的としています。
なお、助成金制度の活用にあたっては、あらかじめ所定の計画書を作成し、労働局長の認定を受けることが必要です。

1　制度整備助成　50万円
生産性向上のための人事評価制度と賃金のアップを含む制度の整備。

2　目標達成助成　80万円
制度整備に加え、１年経過後に人事評価制度等の適切な運用を経て、生産性の向上、労働者の賃金の２％のアップ、離職率の低下に関する目標のすべてを達成した場合。

お問い合わせ
各公共職業安定所（ハローワーク）
厚生労働省島根労働局職業安定部　職業対策課
TEL　0852−20−7021　　FAX　0852−20−7025

雇用・人材

F－18

発達障がい者又は難治性疾患患者を雇用する企業のために

特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）

●対象事業主

公共職業安定所等の紹介により、発達障がい者又は難治性疾患患者を雇入れた雇用保険の適用事業の事業主

●事業内容

発達障がい者又は難治性疾患患者を継続して雇用すること（対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して２年以上であることをいう。）が確実であると認められ、対象労働者の雇用状況の報告をする事業者に対して、賃金相当額の一部を助成します。

※有期雇用契約において、勤務成績等により更新の有無を判断する場合等は、継続して雇用することが確実であると認められず、支給対象となりません。

●助成内容

対象労働者	企業規模	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額	支給回数
短時間労働者以外の者	中小企業以外	１年間	第１期25万円　第２期25万円	２回
	中小企業	２年間	第１期30万円　第２期30万円 第３期30万円　第４期30万円	４回
短時間労働者	中小企業以外	１年間	第１期15万円　第２期15万円	２回
	中小企業	２年間	第１期20万円　第２期20万円 第３期20万円　第４期20万円	４回

●その他

雇用状況の報告とは、

発達障がい者については、社会性やコミュニケーション能力に困難を抱える場合が多く、これらは仕事をする上で重要な能力であることから就職及び職場定着に至らない者が少なくない状況にあります。

また、難治性疾患患者は、疾患が慢性化しており十分に働くことができる場合もあるにもかかわらず、就労に当たっては様々な制限・困難に直面している状況にあります。このため、対象労働者の雇用の状況などその雇用管理に関する事項について報告することを求めています。

お問い合わせ

各公共職業安定所（ハローワーク）
厚生労働省島根労働局職業安定部　職業対策課
TEL　0852−20−7022　　FAX　0852−20−7025

雇用・人材

F－19

中小企業の事業所の施設設備を支援するために

中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金

障がい者の雇入れに係る計画を作成し、当該計画に基づき重度身体障害者、知的障害者（療育手帳の交付を受けている者又は児童相談所等による判定を受けている者に限る。）又は精神障害者（精神保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）を常時雇用する労働者として５人以上雇入れるとともに、当該事業所の施設又は整設備の設置、整備（工事費用又は購入費用について、契約１件あたり20万円以上で、その費用の合計額が1,500万円以上のものに限る。）を行った事業主に対し、助成金を支給します。

支給対象期間は、対象労働者の雇入れ及び施設等の設置等が完了した日（賃金締切日が定められている場合はその翌日）から起算した６か月を第１期支給対象期とし、以後は、１年ごとに第２期、第３期として支給します。なお、支給額は、以下のとおりです。

設置・設備に要した費用	対象労働者数					
	５～９人		10～14人		15人以上	
	第１期	第２、３期	第１期	第２、３期	第１期	第２、３期
1,500万円以上3,000万円未満	500万円(720万円)	250万円(90万円)	500万円(720万円)	250万円(90万円)	500万円(720万円)	250万円(90万円)
3,000万円以上4,500万円未満	500万円(720万円)	250万円(90万円)	1,000万円(1,440万円)	500万円(180万円)	1,000万円(1,440万円)	500万円(180万円)
4,500万円以上	500万円(720万円)	250万円(90万円)	1,000万円(1,440万円)	500万円(180万円)	1,500万円(2,160万円)	750万円(270万円)

※事業主の希望により、下段（　）内の支給額を選択することも可能です。

お問い合わせ
各公共職業安定所（ハローワーク）
厚生労働省島根労働局職業安定部　職業対策課
TEL　0852−20−7022　　FAX　0852−20−7025

雇用・人材

F－20

障がい者の職場定着を行う事業主を支援するために

障害者雇用安定助成金

雇用する障がい者の職場定着を図るため、障害特性に応じた雇用管理・雇用形態の見直しや柔軟な働き方の工夫を講じる事業主、職場定着に困難を抱える障がい者に対して、ジョブコーチ計画に基づく支援を行う事業主及び労働者の治療と仕事を両立させるための制度を導入する事業主に対して支給されます。

1　障害者職場定着支援コース

障害特性に応じた雇用管理・雇用形態の見直しや柔軟な働き方の工夫等の措置（①～⑥）を講じる事業主に支給。

①　柔軟な時間管理・休暇取得

労働時間の調整や通院又は入院のための特別な有給休暇の付与を継続的に講じる事業主

・支給額

１人あたり８万円（中小企業以外は６万円）

②　短時間労働者の週所定労働時間を延長する措置を講じる事業主

・支給額

【身体・知的障害者（重度)、精神障害者】

20時間未満→30時間以上　１人あたり54万円（中小企業以外40万円）

20時間未満→20時間以上30時間未満　１人あたり27万円（中小企業以外20万円）

20時間以上30時間未満→30時間以上　１人あたり27万円（中小企業以外20万円）

【上記以外の障がい者】

20時間未満→30時間以上　１人あたり40万円（中小企業以外30万円）

20時間未満→20時間以上30時間未満　１人あたり20万円（中小企業以外15万円）

20時間以上30時間未満→30時間以上　１人あたり20万円（中小企業以外15万円）

③　有期契約労働者を正規雇用労働者（※）又は無期雇用労働者か、無期雇用労働者を正規雇用労働者に転換する事業主

（※）多様な正社員（勤務地・職務限定正社員、短時間正社員）を含む。

・支給額

【身体・知的障害者（重度)、精神障害者】

有期→正規　１人あたり120万円（中小企業以外90万円）

有期→無期　１人あたり60万円（中小企業以外45万円）

無期→正規　１人あたり60万円（中小企業以外45万円）
【上記以外の障がい者】
有期→正規　１人あたり90万円（中小企業以外67.5万円）
有期→無期　１人あたり45万円（中小企業以外33万円）
無期→正規　１人あたり45万円（中小企業以外33万円）

④　業務に必要な援助や指導を行う職場支援員（※）を配置する事業主
（※）職場支援員１人が支援する対象労働者の数は３人を上限
・支給額　（助成対象期間は２年間（精神障害者は３年間）が上限）
【職場支援員を雇用契約又は業務委託契約により配置】
１人あたり月額４万円（中小企業以外月額３万円）
短時間労働者は、月額２万円（中小企業以外月額1.5万円）
【職場支援員を委嘱契約により配置】
委嘱による支援１回あたり１万円

⑤　職場復帰のための必要な職場適応の措置を行い、中途障害者を職場復帰させる事業主
・支給額　（助成対象期間は、１年間が上限）
１人あたり月額６万円（中小企業以外月額4.5万円）

⑥　障害者支援に関する知識等を習得させるための講習を雇用する労働者に受講させる事業主
・支給額　（講習に要した費用に応じて助成）
５万円以上～10万円未満　１事業所あたり３万円(中小企業以外２万円)
10万円以上～20万円未満　１事業所あたり６万円(中小企業以外4.5万円)
20万円以上　１事業所あたり12万円（中小企業以外９万円）

2　障害者職場適応援助コース
職場適応援助者（※）による援助を必要とする障がい者のために、職場適応援助者による支援を実施する事業主に支給。
（※）ジョブコーチとも呼ばれ、障がい者、事業主及び当該障がい者の家族に対して障がい者の職場適応に関するきめ細かな支援をする担当者

①　訪問型職場適応援助者による支援
・支給額(助成対象期間は、１年８か月(精神障害者は２年８か月)が上限)
１日の支援時間が４時間以上の日　16,000円
１日の支援時間が４時間未満の日　8,000円

②　企業在籍型職場適応援助による支援
・支給額　（助成対象期間は、６か月が上限）
１人あたり月額８万円（中小企業以外月額６万円）
短時間労働者は、月額４万円（中小企業以外月額３万円）

3　障がい・治療と仕事の両立支援制度助成コース

障がいのある労働者又は反復・継続して治療が必要となる傷病を負った労働者の雇用維持を図るため、労働者の障がいや傷病の特性に応じた治療と仕事を両立させるための制度を導入する事業主に支給。

・支給額
１事業主あたり10万円

お問い合わせ

各公共職業安定所（ハローワーク）
厚生労働省島根労働局職業安定部　職業対策課
TEL　0852−20−7022　　FAX　0852−20−7025

雇用・人材

F－21

初めて障がい者を雇用する中小企業のために

特定求職者雇用開発助成金（障害者初回雇用コース）

障がい者（身体障がい、知的障がい、精神障がいで手帳等の交付を受けている者）の雇用経験（過去３年以内に障がい者の雇用実績のない事業主）のない中小企業（50人～300人の事業主、除外率が適用される場合は控除後の労働者数）において、公共職業安定所等の紹介により上記障がい者を継続して雇用し、法定雇用障がい者数以上となった場合に支給されます。

支給額は１人目の対象労働者を雇用した日の翌日から起算して３か月後の日までの間に法定雇用率を達成し、奨励金の支給後も継続して雇用（対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して２年以上であることをいう。）されることが確実であると認められる事業主に対し、120万円が支給されます。

ただし、就労継続支援A型の事業を実施している事業主は対象となりません。

お問い合わせ

各公共職業安定所（ハローワーク）
厚生労働省島根労働局職業安定部　職業対策課
TEL　0852−20−7022　　FAX　0852−20−7025

雇用・人材

F－22

最低賃金引き上げの影響が大きい中小企業事業主を支援するために

中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改善助成金）

●対象者
事業場内最低賃金が1,000円未満の中小企業・小規模事業者
※引き上げる賃金額により支給対象者が異なります。

●事業及び助成内容
中小企業·小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。
生産性向上のための設備投資(機械設備、POSシステム等の導入)などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

●支給要件
1　賃金引上計画を策定すること
・事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる（就業規則等に規定）
2　引上げ後の賃金額を支払うこと
3　生産性向上に資する機器・設備などの導入や、人材育成・教育訓練等を実施することにより業務改善を行い、その費用を支払うこと
((1)単なる経費削減のための経費、(2)職場環境を改善するための経費、(3)通常の事業活動に伴う経費は除きます。)
4　解雇、賃金引下げ等の不交付事由がないこと　など

●助成額
申請コースごとに定める引上げ額以上事業場内最低賃金を引き上げた場合、生産性向上のための設備投資に要した費用に助成率を乗じて算出した額（上限額あり）を助成します。

申請コース区分	助成対象事業場	引上げ額	助成率	助成の上限額
30円コース	事業場内最低賃金が750円未満の事業場	30円以上	7／10 (常時使用する労働者が企業全体で30人以下の事業場は３／４※) ※別途定める生産性要件を満たした場合は、３／４（４／５）	50万円
40円コース	事業場内最低賃金が800円未満の事業場	40円以上		70万円
60円コース	事業場内最低賃金が1,000円未満の事業場	60円以上		100万円
90円コース	事業場内最低賃金が800円以上1,000円未満の事業場	90円以上		150万円
120円コース		120円以上		200万円

●その他
業務改善計画（設備投資など実行計画）と賃金引上計画（事業場内最低賃金の引上げ計画）を策定し、事前に島根労働局の審査·交付決定を受けることが必要です。

お問い合わせ　厚生労働省島根労働局雇用環境・均等室
TEL　0852−20−7007

雇用・人材

F－23

建設労働者の雇用改善、技術の向上を行う中小企業事業主等を支援するために

建設労働者確保育成助成金

1．技能実習コース

中小建設事業主が雇用する建設労働者に有給で技能実習を受講させた場合に経費及び賃金の一部を助成。

【経費助成】

・雇用保険被保険者数20人以下の中小建設事業主
　⇒支給対象経費の３／４（生産性要件を満たした場合は９／10）
・雇用保険被保険者数21人以上の中小建設事業主
　⇒支給対象経費の３／５（生産性要件を満たした場合は３／４）

【賃金助成】

・雇用保険被保険者数20人以下の中小建設事業主
　⇒１日あたり日額7,600円（生産性要件を満たした場合は9,600円）
・雇用保険被保険者数21人以上の中小建設事業主
　⇒１日あたり日額6,650円（生産性要件を満たした場合は8,400円）

2．認定訓練コース

中小建設事業主が雇用する建設労働者に有給で認定訓練を受講させた場合に賃金の一部を助成。

【賃金助成】

・１人１日あたり4,750円（生産性要件を満たした場合は6,000円）

3．雇用管理制度助成コース

職場定着支援助成金の制度導入助成及び目標達成の助成を受けた中小建設事業主が、本助成コースが定める若年者及び女性労働者の入職率に係る目標を達成した場合に助成。

【助成額】

・計画期間終了から１年経過後の入職率目標達成の場合57万円
（生産性要件を満たした場合は72万円）
・計画期間終了から３年経過後の入職率目標達成の場合85.5万円
（生産性要件を満たした場合は108万円）

4．若者・女性労働者向けトライアル雇用助成コース

中小建設事業主が若年者又は女性を建設技能労働者等として一定期間施行雇用しトライアル雇用助成金の支給決定を受けた場合に助成。

【助成額】

・１人あたり月額最大４万円（最長３か月間）

お問い合わせ
各公共職業安定所（ハローワーク）
厚生労働省島根労働局職業安定部　職業対策課
TEL　0852−20−7022　　FAX　0852−20−7025

雇用・人材

F－24

企業の人材育成と労働者のキャリア形成のために

人材開発支援助成金（旧キャリア形成促進助成金）

職業訓練などを実施する事業主等に対して訓練経費や訓練中の賃金を助成し、労働者のキャリア形成を効果的に促進

支給対象となる訓練	対象	助成内容	助成率･助成額 注：（　）内は中小企業以外	生産性要件を満たす場合
訓練関連				
特定訓練コース 労働生産性の向上等、訓練効果が高い内容について助成	中小企業以外 中小企業事業主団体等	・労働生産性の向上に直結する訓練 ・一定の要件を満たす雇用型訓練（認定実習併用職業訓練、中高年齢者雇用型訓練）、若年労働者への訓練、熟練技能者による技能承継訓練等について助成）	OFF-JT 経費助成：45（30%） 【60（45）％　※1】 賃金助成：760（380）円 OJT〈雇用型訓練に限る〉 実施助成：665（380）円	OFF-JT 経費助成：60（45%） 【75（60）％　※1】 賃金助成：960（480）円 OJT〈雇用型訓練に限る〉 実施助成：840（480）円
一般訓練コース	中小企業事業主団体等	・特定訓練コース以外の訓練	OFF-JT 経費助成：30% 賃金助成：380円	OFF-JT 経費助成：45% 賃金助成：480円
制度導入関連				
・キャリア形成支援制度導入コース	中小企業	・セルフ・キャリアドック制度、教育訓連休暇等制度を導入し、実施した場合に助成。	制度導入助成 47.5万円	制度導入助成 60万円
・職業能力検定制度導入コース	中小企業	・技能検定合格報奨金制度、社内検定制度、業界検定制度（※2）を導入し、実施した場合に助成。	制度導入助成 47.5万円	制度導入助成 60万円

※備考
・事業所ごとの１年度内における助成上限額は1,000万円（一般訓練コースだけ活用する場合は500万円）
・特定訓練コースの助成対象訓練時間は10時間以上（一般訓練コースは20時間以上）

※１
・雇用型訓練において、建設業、製造業、情報通信業その他高度で実践的な訓練の必要性の高い分野（特定分野）の場合
・若者雇用促進法に基づく認定事業主又はセルフ・キャリアドック導入企業の場合

※２
・業界検定制度の導入に係る助成対象は、事業主団体等（経費助成２／３）

お問い合わせ
厚生労働省島根労働局職業安定部　訓練室
TEL　0852－20－7028　　FAX　0852－20－7025
各公共職業安定所（ハローワーク）

雇用・人材

F－25

認定職業訓練を実施するために

認定職業訓練助成事業費補助金

●対象者
認定職業訓練を行う中小企業事業主、中小企業事業主の団体若しくはその連合団体又は職業訓練法人等

●事業内容
職業能力開発促進法に定める基準に基づく訓練として知事の認定を受けた職業訓練（認定職業訓練）の運営に要する経費の一部を補助

●補助内容
補助対象経費
集合して学科又は実技の訓練を行う場合に要する経費で、運営費、施設・設備費が対象

●補助率
補助対象経費の２／３以内

お問い合わせ　島根県商工労働部雇用政策課　産業人材育成グループ
TEL　0852−22−5299　FAX　0852−22−6150

雇用・人材

F − 26

伝統の技術・技法を受け継ぐ後継者の確保、育成のために

伝統工芸雇用就業資金貸付金

●対象者
知事が指定する島根県ふるさと伝統工芸品製造者
●事業内容
伝統工芸品製造の後継者の確保・育成を促進し、県内の伝統工芸品を承継していくため、島根県ふるさと伝統工芸品製造の後継者を雇用した製造者に対し、研修教育費の貸付を行います。
●貸付内容
後継者育成計画の認定を条件に、（一社）島根県物産協会を通して、研修教育費（最長３年間、１人当たり月５万円）を無利子で貸付します。
一定期間の継続雇用により、償還免除の制度があります。

お問い合わせ
（一社）島根県物産協会
TEL　0852−22−5758　FAX　0852−25−6785
島根県しまねブランド推進課　物産企画グループ
TEL　0852−22−6397　FAX　0852−22−6859

雇用・人材

F－27

仕事と子育てや介護を両立できる環境整備を支援するために

両立支援等助成金

〈　〉内は、生産性の向上が認められる場合の額（生産性要件については、こちらのページをご確認ください。
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000137393.html）

①　出生時両立支援コース

●対象者

雇用保険適用事業主

●事業内容

男性労働者が育児休業を取得しやすい職場風土作りに取り組み、男性労働者に育児休業を取得させた事業主に一定額を助成します。

●助成内容（助成額）

	中小企業	中小企業以外
取組・育休１人目	57万円〈72万円〉	28.5万円〈36万円〉
育休２人目以降	14.25万円〈18万円〉	

（支給対象は１企業当たり１年度に１人まで）
※過去３年以内に男性の育児休業取得者がいる企業は対象外です。

②　介護離職防止支援コース

●対象者

雇用保険適用事業主

●事業内容

仕事と介護の両立支援のための職場環境整備を行い、「介護支援プラン」の作成により、介護休業の円滑な取得及び職場復帰又は介護のための勤務制度の利用の支援を行った事業主に一定額を助成します。

●助成内容（助成額）

	中小企業	中小企業以外
介護休業の利用	57万円〈72万円〉	38万円〈48万円〉
介護制度の利用	28.5万円〈36万円〉	19万円〈24万円〉

（支給対象となるのは１企業当たり２人まで（無期契約労働者、有期契約労働者各１人））

③　育児休業等支援コース

●対象者

雇用保険適用中小企業事業主

●事業内容

「育休復帰支援プラン」の作成により、育児休業の円滑な取得及び職場復帰

の支援を行った場合や育児休業取得者の代替要員を確保し、育児休業取得者を原職等に復帰させた中小企業事業主に一定額を助成します。

Ⅰ　育休取得時・職場復帰時

●助成内容

育休取得時	28.5万円〈36万円〉
職場復帰時	28.5万円〈36万円〉
職場支援加算	19万円〈24万円〉

※職場支援加算とは、代替要員の雇用等を行わずに同じ職場の従業員等が育休取得者の業務を代替して行う場合で、業務の見直し・効率化の取組や代替業務に対応した賃金制度（例：業務代替手当等）を規定し、業務代替者に実際に支給している場合に、職場復帰時の支給額に加算して助成します。
（支給対象となるのは１企業当たり２人まで（無期契約労働者、有期契約労働者各１人））

Ⅱ　代替要員確保時

※同一の育児休業取得者に対して、③の職場支援加算の併給はできません。

●助成内容

支給対象労働者１人当たり	47.5万円〈60万円〉
支給対象労働者が有期雇用労働者の場合	9.5万円〈12万円〉加算

（支給対象となるのは１企業あたり１年度に10人まで）

●支給対象期間

最初に支給決定された対象育児休業取得者の原職等復帰日から起算して６か月を経過する日の翌日から５年間を経過していない日までの間

④　再雇用者評価処遇コース

●対象者

雇用保険適用事業主

●事業内容

妊娠、出産、育児又は介護を理由として退職した労働者が就業可能となった場合に、その経験、能力が適切に評価され働くことができる再雇用制度を導入し、再雇用者を継続雇用した事業主に一定額を助成します。

●助成内容

	中小企業	中小企業以外
再 雇 用 1 人 目	38万円〈48万円〉	28.5万円〈36万円〉
再雇用2～5人目	28.5万円〈36万円〉	19万円〈24万円〉

※上記の額を、継続雇用6か月後・継続雇用1年後の2回に分けて半額ずつ支給

⑤　女性活躍加速化コース

●対象者

雇用保険適用事業主

●事業内容

女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」、「数値目標」の達成に向けた「取組目標」を盛り込んだ「行動計画」を策定して具体的に取り組み、目標を達成した事業主にそれぞれ一定額を助成します。

●助成内容

（1企業当たり各コース1回限り）

	中小企業	中小企業以外
加速化Aコース（取組目標達成時）	28.5万円〈36万円〉	—
加速化Nコース（数値目標達成時）	28.5万円〈36万円〉	—
女性管理職比率が基準値以上に上昇	47.5万円〈60万円〉	28.5万円〈36万円〉

☆ここに記載されている事項以外にも詳細な要件が定められています。支給要領や『支給申請の手引き』は、順次、厚生労働省ホームページに掲載予定です。

厚生労働省ホームページ／両立支援等助成金に関するページ
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/ryouritsu01/index.html

お問い合わせ　厚生労働省島根労働局雇用環境・均等室
TEL　0852－20－7007

雇用・人材

F－28

事業所のドナー休暇制度導入を支援します

しまねまごころバンクドナー休暇制度導入促進助成金

●事業内容
ドナーが骨髄等の提供を行いやすい環境を整備することを目的として、ドナーが従事する事業所に対して、骨髄等の提供に要するドナーの休暇期間について、人件費相当を助成します。

●対象事業所及び支給要件
ドナーが従事する県内事業所で、以下のいずれも満たすもの
①従業員の骨髄等の提供に際して要する入通院に対して有給による休暇（通常の有給休暇を除く）を付与した場合
②就業規則等において、①の休暇が「ドナー休暇」などの名称で位置付けられている場合又は新たに位置付けた場合

●助成金
対象有給休暇付与日数×7,000円　上限：49,000（7日分）

支給要件・支給手続き等の詳細については、下記お問い合わせにご連絡ください。

お問い合わせ
（公財）ヘルスサイエンスセンター島根　しまねまごころバンク
〒693-0021　島根県出雲市塩冶町223-7
TEL　0853－22－2556　　FAX　0853－25－8823
ホームページ　http://www.hsc-shimane.jp/60.html

雇用・人材

F－29

出産後も働きつづけられる環境づくりを支援するために

出産後職場復帰促進奨励金（中小・小規模事業者等出産後職場復帰促進事業）

従業員が出産・育児のために仕事をやめることなく、出産後復職しやすい職場環境づくりを推進し、中小・小規模事業者での継続雇用の拡大を図ります。

●事業内容

中小企業等事業主に対して、従業員が出産後復職し、職場復帰後３ヶ月以上の勤務をした場合、奨励金を支給します。

（1）対象企業

　中小企業等で、常時雇用される従業員数が50人未満の事業所

（2）対象従業員

　出産後平成28年１月１日以降に職場復帰した従業員

　パート等、就業形態は問わない

　請求できる期間は、職場復帰後３ヶ月経過した日から１年間

（3）支給額

①　育児休業取得期間３ヶ月以上　20万円／人

②　①以外の職場復帰　10万円／人

お問い合わせ

松江商工会議所　TEL　0852−25−2556
島根県商工会連合会（本所）　TEL　0852−21−0651
（石見事務所）　TEL　0855−22−3590
島根県商工労働部雇用政策課　労働福祉グループ
TEL　0852−22−5298　　FAX　0852−22−6150
ホームページ　http://www.pref.shimane.lg.jp/rodoseisaku/

雇用・人材

F－30

自らの就業機会の創出と、生涯現役社会の実現に向けて

生涯現役起業支援助成金

中高年齢者が、起業によって自らの就業機会の創出を図るとともに、事業運営のために必要となる従業員（中高年齢者等）の雇入れに伴う雇用機会の創出を行う事業主に対して助成するものであり、中高年齢者の雇用機会の確保を図り、生涯現役社会の実現の推進を目的としています。

●主な支給要件
1　起業者が起業した法人または個人事業の業務に専ら従事すること。
2　起業基準日における企業者の年齢が、40歳以上であること。
3　起業基準日から起算して11か月以内に「雇用創出措置に係る計画書」を提出し、労働局長の認定を受けていること。
4　計画期間内に、60歳以上の対象労働者を１人以上、40歳以上60歳未満の対象労働者を２人以上、又は40歳未満の対象労働者を３人以上（40歳以上の対象労働者を１人新たに継続して雇用する労働者として雇い入れる場合にあっては40歳未満の対象労働者を２人）を雇い入れること。

●助成対象費用
計画期間内に行った雇用創出措置に要した費用で、計画期間の初日から支給申請日までに支払いを行った費用。
1　募集・採用に関する費用
2　教育訓練に関する費用

●助成額等
1　起業者が高年齢者（60歳以上の者）
　助成率２／３、上限200万円
2　起業者が上記以外の者（40歳から60歳未満の者）
　助成率１／２、上限150万円
※助成対象となる費用ごとに助成額の上限があります。

お問い合わせ
各公共職業安定所（ハローワーク）
厚生労働省島根労働局職業安定部　職業対策課
TEL　0852−20−7021　　FAX　0852−20−7025

雇用・人材

F－31

学校等の既卒者か中退者が応募可能な新卒求人の申込みや募集を新たに行う事業主へ

特定求職者雇用開発助成金三年以内既卒者等採用定着コース

●対象者

学校等の既卒者や中退者が応募可能な新卒求人の申込みまたは募集を新たに行い、次の学校等を卒業または中退した者で、これまで通常の労働者として同一の事業主に引き続き12か月以上雇用されたことがない者を採用し、採用後一定期間定着させた事業主

①学校（小学校および幼稚園を除く）、専修学校、各種学校、外国の教育施設の卒業者、または中退者

②公共職業能力開発施設や職業能力開発総合大学校の職業訓練の修了者、または中退者

●事業内容

中小企業を中心に、若者の人材確保が困難な状況が続いているものの、既卒者や中退者を新規学卒枠で受け入れることについては、ノウハウの不足などにより消極的な面が見られます。

このため、新規学卒枠で既卒者や中退者を採用・育成する事業主に対し、奨励金を支給することにより、既卒者及び中退者の応募機会の拡大並びに企業の人材確保の支援を図ることを目的としています。

●助成内容

企業区分	対象者 （コース名）	１人目		
		１年定着後	２年定着後	３年定着後
中小企業	既卒者等コース	50万円	10万円	10万円
	高校中退者コース	60万円	10万円	10万円
中小企業以外	既卒者等コース	35万円	－	－
	高校中退者コース	40万円	－	－
認定企業	全てのコース	10万円加算	―	―

※認定企業：若者雇用促進法に基づく認定企業（ユースエール認定企業）

●その他

【既卒者等コース】

（1）既卒者・中退者が応募可能な新卒求人（※１）の申込みまたは募集（少なくとも卒業または中退後３年以内の者が応募可であることが必要です）を行い、当該求人・募集に応募した既卒者・中退者を通常の労働者（※２）として雇用したこと

（2）これまで既卒者等を新卒枠で雇い入れたことがないこと

【高校中退者コース】
(1) 高校中退者が応募可能な高卒求人の申込みまたは募集（少なくとも中退後３年以内の者が応募可であることが必要です）を行い、当該求人・募集に応募した高校中退者を通常の労働者として雇用したこと
(2) これまで高校中退者を高卒枠で雇い入れたことがないこと

※１　新卒求人とは、学校（小学校および幼稚園を除く。）等を卒業または修了することが見込まれる者（学校卒業見込者等）であることを条件とした求人をいいます。なお、高校中退者が応募可能な高卒求人は除きます。
※２　通常の労働者とは、直接雇用であり、期間の定めがなく、社内の他の雇用形態の労働者（役員を除く）に比べて高い責任を負いながら業務に従事する労働者をいいます。

お問い合わせ
各公共職業安定所（ハローワーク）
厚生労働省島根労働局職業安定部　職業安定課
TEL　0852−20−7018　　FAX　0852−20−7025

雇用・人材

F－32

職場での受動喫煙防止対策に取り組む中小企業事業主の皆さまへ

受動喫煙防止対策助成金

●事業内容

喫煙室の設置などにかかる設備・工事費用の半額（上限額200万円）を助成します。

助成の対象となる措置は次の①から③までであり、組み合わせても構いません。

①喫煙室の設置・改修

②屋外喫煙所（閉鎖系）の設置･改修（①と②はすべての業種が助成対象です）

③換気装置の設置など（③は宿泊業・飲食店のみが助成対象です）

●対象となる事業主

次の(1)から(3)までのすべてを満たす事業主

(1) 労働者災害補償保険の適用事業主（年度更新書類の写しを提出いただきます）

(2) 次のいずれかに該当する中小企業事業主

労働者数か資本金のどちらか一方を満たせば、中小企業事業主となります。

業　種		労働者数	資本金
小　売　業	小売業、飲食店、配達飲食サービス業	50人以下	5,000万円以下
サービス業	物品賃貸業、宿泊業、娯楽業、医療･福祉、複合サービス（例：協同組合）など	100人以下	5,000万円以下
卸　売　業	卸売業	100人以下	1億円以下
その他の業種	農業、林業、漁業、建設業、製造業、運輸業、金融業、保険業、不動産業など	300人以下	3億円以下

(3) 喫煙室等の措置区域以外の区域を禁煙とする事業主

●その他

・助成は1事業場につき1回です。工事着手前に申請いただく必要があります。
・2か所以上の喫煙室等の設置を検討される場合は1件の申請にまとめてください。
・詳しくは厚生労働省のホームページをご覧ください。
（注意）平成30年度は内容が変更となる可能性があります。
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/kitsuen/index.html

お問い合わせ　厚生労働省島根労働局労働基準部　健康安全課
TEL　0852−31−1157　FAX　0852−31−1163

雇用・人材

F－33

労働時間等の設定の改善により、仕事と生活の調査に取り組む
中小企業事業主の皆様へ

職場意識改善助成金

職場環境改善コース（職）、所定労働時間短縮コース（所）、時間外労働上限設定コース（時）、テレワークコース（テ）、勤務間インターバル導入コース（勤）（新設）の５コースがあります。

●対象：労災保険適用中小企業事業主

（職）労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数が13日以下、かつ、月間平均所定外労働時間が10時間以上

（所）常時10人未満の労働者を使用する次の４業種（商業、映画・演劇業、保健衛生業、接客娯楽業）のうち、所定労働時間が週40時間を超え、週44時間以下の事業場を有している

（時）現に「36協定に定める労働時間の延長の限度等に関する基準」に規定する限度時間（※限度基準）を超える内容の時間外・休日労働に関する協定（特別条項）を締結している事業場を有している
※月45時間、年360時間等
（特別条項を廃止したことがある場合、告示に定める適用除外の事業、または業務を行う事業主は除く）

（テ）テレワークを新規で導入、又は継続活用している（試行的に導入している事業主も対象）

（勤）勤務間インターバルを新規導入する事業場、既に休息時間数が９時間以上の勤務間インターバルを導入しているが対象となる労働者が当該事業場に所属する労働者の半数以下である事業場、休息時間数が９時間未満の勤務間インターバルを導入している事業場のいずれかに該当する事業場を有している

●助成内容

１．支給対象となる以下の取組のうち、いずれか１つ以上を実施してください。

〈共通〉①労務管理担当者や労働者に対する研修、周知、啓発
②外部専門家（社会保険労務士など）によるコンサルティング
③就業規則・労使協定等の作成・変更　等

（職・所・時）労務管理用ソフトウェア・機器、デジタル式運用記録計、テレワーク用通信機器、労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新

（テ）テレワーク用通信機器の導入・運用・保守サポート料、通信費クラウドサービス使用料
（勤）勤務間インターバル導入のための機器等の導入・更新

２．成果目標
（職）ａ．年休取得日数を年間平均４日以上増加させる
　　　ｂ．所定外労働時間を月間平均５時間以上削減させる
（所）指定事業場の週所定労働時間を２時間以上短縮して40時間以下とする
（時）労働基準法第36条第１項の規定によって延長した労働時間数を短縮して、限度基準以下の上限設定を行う
（テ）①評価期間に一回以上、対象労働者全員に、在宅又はサテライトオフィスにおいて就業するテレワークを１回以上実施させる
　　　②評価期間において、対象労働者が在宅またはサテライトオフィスにおいてテレワークを実施した日数の週間平均を１日以上とする
　　　③年次有給休暇の取得促進について、労働者の年次有給休暇の年間平均取得日数を前年と比較して４日以上増加させる。又は、所定外労働の削減について、労働者を月間平均所定労働時間数を前年と比較して５時間以上削減させる
（勤）指定事業場において、休息時間数が「９時間以上11時間未満」又は「11時間以上」の勤務間インターバルの新規導入、適用範囲の拡大、時間延長のいずれかを実施する

３．支給額
　１の実施に要した対象経費の一部を２の達成状況に応じて支給します

コース	（職）			（所）	（時）	（テ）	
達成状況	ａ、ｂともに達成	ａまたはｂの一方達成	どちらも未達成	達成	達成	達成	未達成
補助率	3/4	5/8	1/2	3/4	3/4	3/4	1/2
上限額	100万円	83万円	67万円	50万円	50万円	150万円	100万円

※（職）における助成内容として「労働能率の増進に資する設備・機器用の導入・更新」につきましては、成果目標ａ、ｂいずれも達成した場合のみ支給対象となります。

（勤）	新規に導入する事業場がある場合		適用範囲の拡大・時間延長のみの場合	
休息時間数	補助率	1企業当たりの上限額	補助率	1企業当たりの上限額
9～11時間未満	3／4	40万円	3／4	20万円
11時間以上	3／4	50万円	3／4	25万円

※「勤務間インターバル」とは、勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の「休息期間」を設けることで、働く方の生活時間や睡眠を確保するものであり、健康の確保や過重労働の防止にも資するものです。

厚生労働省ホームページ／職場意識改善助成金に関するページ
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/subsidize.html

お問い合わせ　厚生労働省島根労働局雇用環境・均等室
TEL　0852−20−7007

女性活躍

F－34

女性の能力と発想を企業の力に

しまね女性の活躍環境整備支援事業費補助金

●事業内容

県内企業・団体における女性活躍推進に向けた取組みを促進するため、女性の就業環境の整備や採用の増加につながる優良な取組みを支援します。

●補助対象事業者及び補助金額等

区分	補助対象事業者	補助対象経費	補助金額	補助率	補助期間
企業支援事業	○次のいずれにも該当すること ・「しまね女性の活躍応援企業」登録企業であり、かつ女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画（以下「計画」という。）を島根労働局に届け出ていること ・中小企業事業主であること ・雇用保険適用事業主であること ・計画に複数の取組内容が記載されていること	計画に記載された数値目標に係る取組みを実施するために必要な経費	150千円～1,333千円	①小規模企業、及び主たる事業所を中山間地域・離島に有する中小企業事業主 2／3以内 ②①以外の事業主 1／2以内	交付決定の日から年度末まで
団体支援事業	○次のいずれにも該当すること ・「しまね女性の活躍応援企業」登録団体であること ・「5者以上の民間事業主で構成する団体」にあっては、構成員の2／3以上が中小企業事業主であること	「しまね女性の活躍応援企業」登録申請書類の「県版行動計画」に記載された、働く女性の活躍推進の取組みを実施するために必要な経費		①主たる事務所を中山間地域・離島に有する団体 2／3以内 ②①以外の団体 1／2以内	

◇しまね女性の活躍応援企業とは◇

女性の活躍推進に向けて積極的に取り組む企業・団体を「しまね女性の活躍応援企業」として登録し、広くPRを行います。

お問い合わせ

島根県環境生活部環境生活総務課　男女共同参画室
TEL　0852－22－5245　　FAX　0852－22－5636
E-mail　kanso@pref.shimane.lg.jp